

事務連絡
令和5年3月28日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁予防課
消防庁危険物保安室

予防技術検定の検定科目の出題範囲について

予防技術検定の検定科目の出題範囲については、「予防技術検定の検定科目の出題範囲について」（平成28年9月5日付け事務連絡）により示しているところですが、近年の法令改正等を踏まえ、当該出題範囲を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本改正による出題範囲は、令和5年4月1日より適用することを申し添えます。

予防技術検定の検定科目の出題範囲表

第1表 共通科目

科目（範囲）	検定科目の出題範囲（※）
I 燃焼及び消火の理論に関する基礎知識	①燃焼の定義、燃焼現象、燃焼に必要な要素 ②煙の流動性状と制御 ③消火方法の種類及びその原理、消火剤の種類と消火作用
II 消防関係法令及び建築基準法令に関する基礎知識	④法第2条から第9条の2まで、第16条の5、第17条から第17条の4まで、第31条から第35条の3の2まで
III 消防同意、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基礎知識	⑤法別表第1（備考を含む。） ⑥政令第1条の2、第4条の2の2から第5条の8まで、第6条から第9条の2まで、第34条から第36条まで
IV 査察並びに違反処理及び防火規制に関する基礎知識	⑦省令第31条の3、第31条の3の2及び第31条の6
V 防火管理及び防火対象物の点検報告制度に関する基礎知識	⑧建基法第2条 ⑨建基政令第1条及び第2条 ⑩行手法第1条から第3条まで、第32条から第37条まで、第46条
VI 火災調査に関する基礎知識	
VII 危険物の性質に関する基礎知識	
VIII その他予防業務に必要な基礎知識	

第2表 専攻科目（防火査察）

科目（範囲）	検定科目の出題範囲（※）
I 関係法令の制度と概要	①法第3条から第6条まで、第8条から第9条まで、第17条の4 ②政令第2条から第5条の5まで ③省令第1条から第4条の5まで（第1条の4、第4条の2の5及び第4条の2の12を除く。）
II 立入検査関係及び違反処理関係	④行審法第2条から第6条まで、第9条、第18条、第22条、第54条、第55条、第82条及び第83条 ⑤代執行法第2条から第6条まで
III 防火管理及び防火対象物の点検報告制度関係	⑥立入検査標準マニュアル（令和5年3月16日付け消防予第175号最終改正） <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査要領 ・立入検査の着眼点 ・用途等別の立入検査の留意事項
IV 防災規制関係及び火を使用する設備器具等に対する制限関係等	⑦違反処理標準マニュアル（令和4年11月21日付け消防予第598号最終改正） <ul style="list-style-type: none"> ・違反処理要領 ・違反処理基準
V その他防火査察等に関する専門的知識	

第3表 専攻科目（消防用設備等）

科目（範囲）	検定科目の出題範囲（※）
<p>I 消防同意及び消防用設備等並びに特殊消防用設備等関係法令の制度と概要</p>	<p>①法第7条、第17条から第17条の14まで、第4章の2 ②政令第8条から第29条の4まで、第34条から第34条の4まで、第36条の2、第37条、第40条及び第41条 ③省令第5条から第31条の2の2まで、第31条の6、第33条の2から第33条の5まで、第33条の17及び第33条の18 ④建基法第6条、第6条の2、第6条の4、第7条の6、第21条から第28条まで、第30条、第32条から第36条まで、第61条から第65条まで、第86条及び第93条</p>
<p>II 消防用設備等の技術上の基準関係</p>	<p>⑤建基政令第20条の2、第20条の3、第107条から第109条の2まで、第109条の5、第111条から第129条の2の2まで、第129条の2の5、第129条の2の6、第129条の13の2から第129条の15まで、第136条の2及び第136条の2の2</p>
<p>III 消防設備士及び消防設備点検資格者関係</p>	<p>⑥消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号） ⑦消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成16年消防庁告示第15号） ⑧必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）</p>
<p>IV その他消防同意、消防用設備等に関する専門的知識</p>	<p>⑨消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付け消防安第26号） ⑩令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号・平成27年2月27日付け消防予第81号により改正）</p>

第4表 専攻科目（危険物）

科目（範囲）	検定科目の出題範囲（※）
I 危険物関係法令の制度と概要	①法第9条の3、第9条の4及び第3章 ②危令第1条から第39条の3まで（第23条を除く。） ③危則第2条、第3条、第7条の4、第7条の5、第9条の2から第22条の2の8まで、第22条の4から第28条の2の8まで、第28条の54から第47条の4まで、第48条、第48条の2、第49条から第51条まで、第58条の14から第61条まで、第62条の2から第62条の2の9まで、第62条の4から第62条の8まで、第64条の2から第67条まで、第69条の2
II 許可審査関係（位置、構造及び設備の基準を含む。）	④危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第4条の47の2から第4条の49の3まで、第4条の51、第68条の5、第68条の6、第71条から第72条まで
III 貯蔵及び取扱いの基準関係	⑤製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について（昭和58年3月9日付け消防危第21号）
IV 移送及び運搬の基準関係	⑥給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日付け消防危第38号） ⑦消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について（平成元年3月22日付け消防危第24号・平成3年6月19日付け消防危第71号・平成24年3月30日付け消防危第90号により改正）
V 圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物関係	⑧顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について（平成10年3月13日付け消防危第25号・平成12年2月1日付け消防危第12号・平成13年8月13日付け消防危第95号・平成24年3月30日付け消防危第91号・平成24年5月23日付け消防危第138号・令和元年8月27日付け消防危第119号により改正）
VI 危険物施設に関する保安規制関係	

VII 危険物の性質及び火災の予防並びに消火の方法	<p>⑨製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について（平成10年3月16日付け消防危第29号）</p> <p>⑩製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について（平成11年3月23日付け消防危第24号）</p>
VIII 危険物取扱者関係	<p>⑪製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年3月29日付け消防危第49号）</p> <p>⑫地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（平成16年3月18日付け消防危第33号・平成19年3月28日付け消防危第66号・平成22年7月8日付け消防危第144号・令和元年8月27日付け消防危第120号により改正）</p>
IX その他危険物に関する専門的知識	<p>⑬既存の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について（平成22年7月8日付け消防危第144号）</p>

(※) 略語

- ・「法」とは、消防法（昭和23年法律186号）をいう。
- ・「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- ・「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- ・「危令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- ・「危則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- ・「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- ・「建基政令」とは、建築基準法令施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- ・「行手法」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。
- ・「行審法」とは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）をいう。
- ・「代執行法」とは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）をいう。